

室蘭市 原油価格・物価高騰等対策支援給付金

室蘭市では、長期化するコロナ禍に加え、原油価格や物価の高騰が続く中で特に影響を受けている小規模な事業者、生活衛生関連事業者、運輸関連業者等に対して、事業を継続するための支援として、下記のとおり給付金を支給します。

給付対象の詳細な要件、申請時の必要書類、申請方法等については、次項以降に記載いたしますので、ご確認の上、ご申請ください。

生活衛生関連事業

(理・美容業、クリーニング業、旅館・ホテル業、旅行業、飲食業)



事業規模による
給付金額 (基本額)

飲食業以外

中小企業 : 30万円
小規模企業 : 10万円
個人事業主 : 10万円

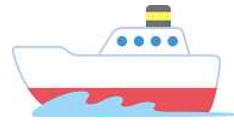
飲食業

中小企業 : 30万円
小規模企業 : 5万円
個人事業主 : 5万円

運輸関連事業

(貨物トラック・貸切バス・観光船・作業船運航)

運輸関連事業対象事業者には、本市から専用申請書を郵送します



事業規模による給付金額 (基本額)

中小企業 : 30万円
小規模企業 : 10万円
個人事業主 : 5万円

貸切バスの種類と台数による加算額

大型1台につき : 3万円・中型1台につき : 2万円
小型1台につき : 1万円

トラックの種類と台数による加算額

大型1台につき : 3万円・中型1台につき : 2万円
小型1台につき : 1万円・軽1台につき : 5千円

船舶の種類と隻数による加算額

総トン数が20トン以上の作業船・旅客定員が13人以上の観光船1隻につき : 3万円
総トン数が20トン未満の作業船・旅客定員が12人以下の観光船1隻につき : 1万円

上記に該当しない小規模事業者

対象要件

- ・令和4年6月1日以前より、室蘭市の事業所、店舗等にて事業を開始し、今後も継続して事業を行う意思がある。
- ・常時使用する従業員数が5人以下である。…などの要件を満たす小規模事業者は、

一律 **5万円**

申請期間

令和4年 **7月19日**(火) から **9月30日**(金)

【担当・お問い合わせ先】

室蘭市緊急経済対策室

〒051-8530 室蘭市海岸町1丁目4-1

むろらん広域センタービル2階

TEL0143-50-6640 FAX0143-22-1132

交付対象要件詳細（業種毎）

貨物自動車運送事業者（貨物トラック事業）

- 1 令和4年6月1日以前より、室蘭市内において事業を開始しており、今後も継続して事業を行うこと。
- 2 中小企業、小規模企業、又は個人事業者であること。
- 3 法人の場合は本店所在地、個人事業者の場合は住所が室蘭市内であること。
- 4 貨物自動車運送事業法に定める許可を得て、一般貨物運送自動車運送事業、又は特定貨物自動車運送事業を営む法人又は個人であること。又は同法に定める貨物軽自動車運送事業に係る届出を行っている法人又は個人であること。なお、いずれも当該事業に使用する自動車を2台以上所有していること。

一般貸切・特定旅客自動車運送事業者（貸切バス事業）

- 1 令和4年6月1日以前より、室蘭市内において事業を開始しており、今後も継続して事業を行うこと。
- 2 中小企業、小規模企業、又は個人事業者であること。
- 3 法人の場合は本店所在地、個人事業者の場合は住所が室蘭市内であること。
- 4 道路運送法に定める許可を得て、一般貸切旅客自動車運送事業、又は特定旅客自動車運送事業を営む法人又は個人で、当該事業に使用する自動車を2台以上所有していること。

観光船・作業船運航事業者

- 1 令和4年6月1日以前より、室蘭市内において事業を開始しており、今後も継続して事業を行うこと。
- 2 中小企業、小規模企業、又は個人事業者であること。
- 3 法人の場合は本店所在地、個人事業者の場合は住所が室蘭市内であること。
- 4 海上運送法に定める許可を得て、旅客定期航路事業又は旅客不定期航路事業を営む法人又は個人であること。又は他者からの発注等により船舶（漁船を除く。自航できるもの。）を使用する事業を主たる事業とする法人又は個人であること。いずれも当該事業に使用する船舶を2隻以上所有すること。

生活衛生関連事業者（理・美容業、クリーニング業、旅館・ホテル業、飲食店営業、旅行業）

- 1 令和4年6月1日以前より、室蘭市内において事業を開始しており、今後も継続して事業を行うこと。
- 2 中小企業、小規模企業、又は個人事業者であること。
- 3 法人の場合は本店所在地、個人事業者の場合は住所が室蘭市内であること。
- 4 北海道より理容業、美容業、クリーニング業に係る確認証が交付されている法人又は個人、又は北海道より旅館業、飲食店・喫茶店営業に係る許可をうけている法人又は個人、又は旅行業として観光庁に登録済みの法人又は個人であること。

その他の小規模事業者（全業種対象）

- 1 令和4年6月1日以前より、室蘭市内の事業所等において事業を開始しており、今後も継続して事業を行うこと。
- 2 全ての事業所等において、常時使用する従業員数が5人以下であること。

用語の定義

・中小企業、小規模企業とは、それぞれ中小企業基本法に定める中小企業者、小規模企業者をいう。詳細は、同法をご確認いただくか、下表をご参照ください。

業種	中小企業者（下記の何れかを満たすこと）		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

・常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく、予め解雇の予告を必要とする者をいい、かつ次の各号の何れにも該当しないものをいいます。

- 1 会社役員であること。ただし、従業員を兼務する役員は除く。
- 2 個人事業主本人、及びその同居する親族従業員であること。
- 3 申請日時点で、育児休業中、介護休業中、傷病休業中、または休職中の社員であること。
- 4 日々雇い入れられる者、又は2か月以内の期間を定めて雇用される者、又は季節的業務に4か月以内の期間を定めて雇用される者であること。
- 5 1か月の所定労働時間が同一の事業所等に雇用される通常の従業員の所定労働時間と比べて4分の3以下のパートタイム労働者等であること。

給付金額詳細

給付金の基本額

中小、小規模など事業の規模に応じた給付金額です。業種毎に給付金額が異なりますので、下表をご参照ください。

業種等		常時使用する従業員数		
		0～5人	6～20人	21人以上
法人	貨物自動車運送事業 一般貸切・特定旅客自動車運送事業 観光船・作業船運航事業	100,000円	100,000円	300,000円
	理・美容業、クリーニング業、旅館・ホテル業	100,000円	300,000円	300,000円
	旅行業	100,000円	100,000円	300,000円
	飲食店営業	50,000円	300,000円	300,000円
個人	貨物自動車運送事業 一般貸切・特定旅客自動車運送事業 観光船・作業船運航事業	50,000円	50,000円	50,000円
	理・美容業、クリーニング業、旅館・ホテル業、 旅行業	100,000円	100,000円	100,000円
	飲食店営業	50,000円	50,000円	50,000円
	上記に該当しない法人又は個人	50,000円	対象外	対象外

給付金の加算額

貨物自動車運送事業、一般貸切・特定旅客自動車運送事業、観光船・作業船運航事業を営む事業者で、当該事業に使用する車両又は他者からの発注等による事業に使用する船舶（漁船を除く。自航できるもの。）を2台（隻）以上所有する方は、令和4年6月1日時点の車両又は船舶の台（隻）数、種類に応じて、下表のとおり、給付金額が加算されます。

車両、船舶の種類	台（隻）数による加算額
大型貨物トラック（最大積載量6.5トン以上及び牽引車） 大型バス（車両全長9m以上または旅客席数50席以上） 作業船（総トン数20トン以上） 観光船（旅客定員13人以上）	1台（隻）あたり 30,000円
中型貨物トラック（最大積載量3.0トン以上6.5トン未満） 中型バス（大型、小型以外のもの）	1台（隻）あたり 20,000円
小型貨物トラック（最大積載量3.0トン未満） 小型バス（車両全長7m以下かつ旅客席数29席以下） 作業船（総トン数20トン未満） 観光船（旅客定員12人以下）	1台（隻）あたり 10,000円
軽貨物トラック	1台（隻）あたり 5,000円

例1）従業員数21人以上の貨物運送事業者（法人）の場合
⇒貨物トラック16台所有（大型10台、中型5台、小型1台）

給付金の基本額 = 300,000円

給付金の加算額 = $(30,000 \times 10) + (20,000 \times 5) + (10,000 \times 1) = 410,000$ 円

給付金額 = 給付金の基本額 + 給付金の加算額 = 710,000円

例2）従業員数5人以下のクリーニング業の場合

給付金の基本額 = 100,000円

給付金額 = 100,000円

申請時必要書類

※下記以外に追加で資料の提出を求める場合があります。

全業種共通

【個人事業者】

①確定申告書の写し

令和3年分の所得税確定申告書Bのおもて面

または、令和4年度市民税・道民税申告書(おもて面)か開業届の写し

※申告書には税務署受付印、又は電子申告受付番号の印字が必要です。

②上記確定申告書の付属書類の写し

収支内訳書の写し(両面)、または所得税青色申告決算書の写し(1,2ページ目)

※市民税・道民税申告書、開業届を提出いただく方は不要

③営業していることが確認できる出納簿等の写し

令和4年4月～6月分の出納簿等の写し

【法人】

①確定申告書の写し

直近事業年度の法人税確定申告書

※申告書には税務署受付印、又は電子申告受付番号の印字が必要です。

※一度も決算期を迎えていない方は法人設立届出書(登記事項証明書でも可)

②営業していることが確認できる出納簿等の写し

令和4年4月～6月分の出納簿等の写し

③(中小企業のみ) 常時使用する従業員数が確認できる書類

従業員名簿の写し

※前ページの「常時使用する従業員とは」もお読み下さい。

観光船・作業船運航事業

①一般・特定旅客定期航路事業、又は旅客不定期航路事業の許可証の写し、又は船舶を使用する事業を営んでいることが確認できる書類

②他者からの発注等による事業に使用し、所有する船舶(漁船を除く。自航できるもの。)の種類、隻数が確認できる船舶検査証の写し

申請方法

電子申請の場合

電子申請の場合は、室蘭市ホームページのリンクから行えます。

下記URLまたは2次元コードからアクセスください。

業種によって、電子申請の方法、リンクが異なりますのでご注意ください。

また、申請前に必要な添付書類をご確認いただき、スキャナやスマホの写真等でご用意いただくとスムーズです。

URL：<http://www.city.muroran.lg.jp/main/org6100/genyubukka.html>



郵送又は持参の場合

室蘭市原油価格・物価高騰等対策支援給付金申請書兼同意書(以下「申請書」という)に上記「申請時必要書類」を添付し、表面に記載の「担当・お問い合わせ先」まで、郵送又は持参により申請してください。なお、申請書は当リーフレットと合わせて、下記に記載の公共施設等に設置する予定です。

【申請書類設置場所】室蘭市役所本庁舎・むろらん広域センタービル(2F)・ぶらっと。てついち・中小企業センター・イオン室蘭店(室蘭市のお知らせコーナー)・蘭東支所、中島商店会コンソーシアム(ほととなーる)、室蘭信用金庫高砂支店、サンライフ室蘭、白鳥台ショッピングセンターハック、道の駅みたら室蘭